

平成 29 年度 第 2 回公共図書館部会幹事会議事次第

- 日時 平成 30 年 2 月 13 日（火） 午後 2 時～4 時
- 場所 日本図書館協会 2 階研修室

<議題>

- 1 平成 30 年度公共図書館部会事業計画（案）及び予算計画（案）について
- 2 施設等会員選出代議員選挙（選挙区第 1 区：公共図書館）の代議員推薦について
（2018・2021 年度）
- 3 その他
 - ・ 図書館資料費増額及び図書館振興運動の今後の進め方について（資料⑨）
 - ・ 公共図書館部会が行う調査活動について（資料⑥：アンケート 2016）

<報告>

- 1 平成 29 年度全国公共図書館研究集会（サービス部門 総合・経営部門）の結果について
- 2 平成 29 年度全国公共図書館研究集会（児童・青少年部門）の結果について
- 3 平成 30 年度予算における図書館関係地方交付税要望について
- 4 平成 29 年度公共図書館部会事業報告及び決算見込み
- 5 その他

資料：

- ① 平成 29 年度公共図書館部会役員名簿（略）
- ② 平成 30 年度公共図書館部会事業計画案
- ③ 平成 30 年度公共図書館部会予算案
- ④ 平成 29 年度公共図書館部会代議員名簿（略）
- ⑤ 2017 年 12 月 28 日付代議員候補推薦依頼
- ⑥ 「自治体総合計画における図書館政策の位置づけについて」アンケート（平成 28 年 8 月実施）（略）
- ⑦ 平成 29 年度全国公共図書館研究集会（サービス部門 総合・経営部門）チラシ（略）
- ⑧ 平成 29 年度全国公共図書館研究集会（児童・青少年部門）チラシ（略）
- ⑨ 平成 30 年度予算における図書館関係地方交付税について（要望：4 件）
- ⑩ 平成 29 年度公共図書館部会事業報告案
- ⑪ 平成 29 年度決算見込み
- ⑫ 図書館における指定管理者制度の導入等について 2017 年調査（報告）（略）
- ⑬ 愛知県図書館における雑誌の切り取り被害について（2017 年 11 月 24 日）
- ⑭ 全国公共図書館研究集会・全国図書館大会開催予定（2017～2015 年度）
- ⑮ 公益法人日本図書館協会公共図書館部会規程（略）
- ⑯ 平成 30 年度機構・定員要求の主要事項（文部科学省資料）
- ⑰ 団体会員一覧（2017 年 9 月 1 日現在）

平成 30 年度公共図書館部会事業計画案

1 平成 30 年度 公共図書館部会総会の開催

- ・日時 平成 30 年 6 月 15 日（金）11 時 15 分～12 時 45 分
- ・場所 日本図書館協会 2F 研修室
- ・議題
 - 1) 平成 29 年度事業報告及び平成 30 年度事業計画
 - 2) 平成 29 年度決算報告及び平成 30 年度予算
 - 3) 平成 30 年度役員の承認
 - 4) 2018-2021 年度代議員候補推薦
 - 5) その他

2 平成 30 年度 第 1 回幹事会の開催

- ・日時 平成 30 年 6 月 15 日（金） 10 時～11 時
- ・場所 日本図書館協会 2F 研修室
- ・議題
 - 1) 平成 29 年度事業報告及び決算報告
 - 2) 平成 30 年度役員体制について
 - 3) 2018-2021 年度代議員候補の推薦

3 平成 30 年度 第 2 回幹事会の開催

- ・日時 平成 31 年 2 月中旬
- ・場所 日本図書館協会
- ・議題 平成 31 年度事業計画及び予算

4 全国公共図書館研究集会（総合・経営部門、サービス部門研究集会）の開催

- ・担当；石川県立図書館
- ・期日：平成 30 年 11 月 29 日（木）、11 月 30 日（金）
- ・会場：石川県立美術館
- ・テーマ：未定
- ・参加費：3,000 円（予定）
- ・予算 30 万円

5 公共図書館部会が行う調査活動について

- ・担当；公共図書館部会事務局
- ・期日：平成 30 年 7 月～
- ・内容：平成 28 年度実施アンケートを元に作成

平成30年度 公共図書館部会 予算案

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

<収入の部>

科目	平成30年度予算	平成29年度予算	増減額	説明
部会活動費	1,140,000	1,140,000	0	
雑収入			0	
収入計	1,140,000	1,140,000	0	

<支出の部>

科目	平成30年度予算	平成29年度予算	増減額	説明
全国公共図書館研究集会	300,000	600,000	-300,000	・サービス総合部門のみ実施
幹事会交通費	490,000	490,000	0	第1回(6月15日)第2回(2月)
アンケート調査集計	300,000	0	300,000	集計のための雇用職員1名 事務用品等
事務費	50,000	50,000	0	
予備費	0	0	0	
計	1,140,000	1,140,000	0	

2017 年 12 月 28 日

公共図書館部会長
中山 勝文様

公益社団法人日本図書館協会
選挙管理委員会委員長 大塚奈奈絵

施設等会員選出代議員選挙（選挙区第 1 区～第 5 区）の代議員候補推薦について（依頼）

このことについて、公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程第 19 条別表 2 に基づき、当該部会と関連の深い選挙区について、選挙区ごとに算定された定数の範囲内で立候補者を推薦いただくこととなっております。

つきましては、貴部会と関連の深い選挙区の代議員候補の推薦を依頼いたしますので、別紙様式に必要な事項を記載の上、郵便、FAX、電子メールで提出期限までに提出してください。（郵便は必着ですので、提出期限までに届くように投函してください。また、いずれの方法の場合も届いたかどうかを必ず確認してください。）

別表 2 施設等会員数および代議員定数

選挙区	内容	施設等会員数	代議員定数
第 1 区	公共図書館	1 2 0 5	1 3
第 2 区	大学図書館	6 6 6	7
第 3 区	短大・高専図書館	1 6 1	2
第 4 区	学校図書館	5 8	1
第 5 区	専門図書館	1 0 4	2

2017 年 11 月 1 日付公示（第 6 区以降は略）

送付内容：

- 1 部会員名簿
- 2 活動部会代議員候補推薦書（電子媒体で必要な場合は、下記電子メールまでご依頼ください。）

推薦書提出期限 2018 年 3 月 19 日（月）

施設会員名を代議員候補としてご推薦ください。個人の氏名が決定している場合はあわせてご記入ください。

提出先

公益社団法人日本図書館協会選挙管理委員会

〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

TEL03-3523-0811 FAX03-3523-0841

E-mail somu@jla.or.jp

平成 30 年 1 月 31 日

総務大臣 野田 聖子様

公益社団法人 日本図書館協会
理事長 森 茜平成 30 年度予算における図書館関係地方交付税について（要望）

常日頃より、図書館振興についてご尽力賜り、感謝いたします。

図書館（公立図書館及び学校図書館）は、現在、政府が進めている人生 100 年社会の実現のために、不可欠で重要な役割を果たしています。

つきましては、平成 30 年度予算における地方交付税に関し、次のことを強く要望いたします。

1 公立図書館の需用費の改善をお願いします。トップランナー方式を導入しないでください。

- ① 平成 29 年度予算において図書館管理費に関し指定管理者制度等導入によるトップランナー方式の導入を見送りいただきありがとうございます。図書館における指定管理者制度の導入は、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から図書館にはなじまないものであり、この措置は、ぜひ平成 30 年度予算においても堅持されるよう要望します。
- ② 図書資料等購入費について、日本図書館協会の調査では、予算額で平成 10(1998)年度に 1 館当たり 1,390 万円だったものが、平成 28(2016)年度には 851 万円で、ほぼ 6 割の規模になっており、市民が必要とする資料の確保ができないおそれが生じます。地方交付税における基準財政需要額の充実をぜひお願いします。
- ③ 公立図書館の専任職員の状況は、日本図書館協会の調査では、専任職員数で平成 10(1998)年度に 1 館当たり 6.2 人だったものが、平成 28(2016)年度には 3.2 人で、ほぼ 5 割の規模になっており、また、この数字は全図書館職員数の実に 4 分の 1 に過ぎません。他方、地方交付税の図書館職員の給与費は正規職員と非正規職員が合わされたものであり、現実に、図書館が果たすべき専門的かつ継続的な市民サービスに支障をきたしています。公立図書館に正規の専門職員を配置できるよう、地方交付税の改善を要望します。
- ④ 図書館には地域の状況と市民の要望にこたえる運営方針が確立されなければなりません。そのために昨年度から、市（区）町村の図書館協議会に委員報酬費を措置いただき感謝いたします。今後とも、図書館協議会経費を充実していただきたく存じます。

2 学校図書館図書費を高等学校にも措置し、さらに学校司書配置を改善してください。

- ① 新聞配備経費について、平成 29 年度予算において、小学校及び中学校（平成 24 年度から）に加えて、新たに高等学校において措置されたことは感謝いたします。しかし、初等中等教育課程でより重要度の高い学校図書館図書費については、小学校及び中学校のみであり、高等学校には措置されていません。平成 30 年度予算においては、ぜひ高等学校にも学校図書館図書費の措置を要望します。
- ② 学校図書館における専門職として学校司書の配置は不可欠です。小学校及び中学校に学校司書の経費が措置されたことは歓迎いたしますが、それは小・中学校等のおおむね 1.5 校に 1 名程度の配置でしかありません。平成 30 年度予算においては、全学校に少なくとも 1 名の学校司書の配置が可能となる予算措置を要望します。さらに、高等学校には、平成 29 年度の学校司書予算はまったく措置されていません。各自治体の努力だけでは困難な課題です。平成 30 年度予算では、高等学校にも学校司書の費用を措置くださるよう、要望いたします。

以 上

平成 30 年 1 月 31 日

文部科学大臣 林 芳正様

公益社団法人 日本図書館協会
理事長 森 茜

平成 30 年度予算における図書館関係地方交付税について（要望）

常日頃より、図書館振興についてご尽力賜り、感謝いたします。

図書館（公立図書館及び学校図書館）は、現在、政府が進めている人生 100 年社会の実現のために、不可欠で重要な役割を果たしています。

つきましては、平成 30 年度予算における地方交付税に関し、次のことを強く要望いたします。

1 公立図書館の需用費の改善をお願いします。トップランナー方式を導入しないでください。

- ① 平成 29 年度予算において図書館管理費に関し指定管理者制度等導入によるトップランナー方式の導入を見送りいただきありがとうございます。図書館における指定管理者制度の導入は、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から図書館にはなじまないものであり、この措置は、ぜひ平成 30 年度予算においても堅持されるよう要望します。
- ② 図書資料等購入費について、日本図書館協会の調査では、予算額で平成 10(1998)年度に 1 館当たり 1,390 万円だったものが、平成 28(2016)年度には 851 万円で、ほぼ 6 割の規模になっており、市民が必要とする資料の確保ができないおそれが生じます。地方交付税における基準財政需要額の充実をぜひお願いします。
- ③ 公立図書館の専任職員の状況は、日本図書館協会の調査では、専任職員数で平成 10(1998)年度に 1 館当たり 6.2 人だったものが、平成 28(2016)年度には 3.2 人で、ほぼ 5 割の規模になっており、また、この数字は全図書館職員数の実に 4 分の 1 に過ぎません。他方、地方交付税の図書館職員の給与費は正規職員と非正規職員が合わされたものであり、現実に、図書館が果たすべき専門的かつ継続的な市民サービスに支障をきたしています。公立図書館に正規の専門職員を配置できるよう、地方交付税の改善を要望します。
- ④ 図書館には地域の状況と市民の要望にこたえる運営方針が確立されなければなりません。そのために昨年度から、市（区）町村の図書館協議会に委員報酬費を措置いただき感謝いたします。今後とも、図書館協議会経費を充実していただきたく存じます。

2 学校図書館図書費を高等学校にも措置し、さらに学校司書配置を改善してください。

- ① 新聞配備経費について、平成 29 年度予算において、小学校及び中学校(平成 24 年度から)に加えて、新たに高等学校において措置されたことは感謝いたします。しかし、初等中等教育課程でより重要度の高い学校図書館図書費については、小学校及び中学校のみであり、高等学校には措置されていません。平成 30 年度予算においては、ぜひ高等学校にも学校図書館図書費の措置を要望します。
- ② 学校図書館における専門職として学校司書の配置は不可欠です。小学校及び中学校に学校司書の経費が措置されたことは歓迎いたしますが、それは小・中学校等のおおむね 1.5 校に 1 名程度の配置でしかありません。平成 30 年度予算においては、全学校に少なくとも 1 名の学校司書の配置が可能となる予算措置を要望します。さらに、高等学校には、平成 29 年度の学校司書予算はまったく措置されていません。各自治体の努力だけでは困難な課題です。平成 30 年度予算では、高等学校にも学校司書の費用を措置くださるよう、要望いたします。

以 上

平成 30 年 1 月 31 日

図書議員連盟会長 細田博之様

公益社団法人 日本図書館協会
理事長 森 茜

平成 30 年度予算における図書館関係地方交付税について（要望）

常日頃より、図書館振興についてご尽力賜り、感謝いたします。

図書館（公立図書館及び学校図書館）は、現在、政府が進めている人生 100 年社会の実現のために、不可欠で重要な役割を果たしています。

つきましては、平成 30 年度予算における地方交付税に関し、次のことを強く要望いたします。

1 公立図書館の需用費の改善をお願いします。トップランナー方式を導入しないでください。

- ① 平成 29 年度予算において図書館管理費に関し指定管理者制度等導入によるトップランナー方式の導入を見送りいただきありがとうございます。図書館における指定管理者制度の導入は、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から図書館にはなじまないものであり、この措置は、ぜひ平成 30 年度予算においても堅持されるよう要望します。
- ② 図書資料等購入費について、日本図書館協会の調査では、予算額で平成 10(1998)年度に 1 館当たり 1,390 万円だったものが、平成 28(2016)年度には 851 万円で、ほぼ 6 割の規模になっており、市民が必要とする資料の確保ができないおそれが生じます。地方交付税における基準財政需要額の充実をぜひお願いします。
- ③ 公立図書館の専任職員の状況は、日本図書館協会の調査では、専任職員数で平成 10(1998)年度に 1 館当たり 6.2 人だったものが、平成 28(2016)年度には 3.2 人で、ほぼ 5 割の規模になっており、また、この数字は全図書館職員数の実に 4 分の 1 に過ぎません。他方、地方交付税の図書館職員の給与費は正規職員と非正規職員が合わされたものであり、現実には、図書館が果たすべき専門的かつ継続的な市民サービスに支障をきたしています。公立図書館に正規の専門職員を配置できるよう、地方交付税の改善を要望します。
- ④ 図書館には地域の状況と市民の要望にこたえる運営方針が確立されなければなりません。そのために昨年度から、市（区）町村の図書館協議会に委員報酬費を措置いただき感謝いたします。今後とも、図書館協議会経費を充実していただきたく存じます。

2 学校図書館図書費を高等学校にも措置し、さらに学校司書配置を改善してください。

- ① 新聞配備経費について、平成 29 年度予算において、小学校及び中学校（平成 24 年度から）に加えて、新たに高等学校において措置されたことは感謝いたします。しかし、初等中等教育課程でより重要度の高い学校図書館図書費については、小学校及び中学校のみであり、高等学校には措置されていません。平成 30 年度予算においては、ぜひ高等学校にも学校図書館図書費の措置を要望します。
- ② 学校図書館における専門職として学校司書の配置は不可欠です。小学校及び中学校に学校司書の経費が措置されたことは歓迎いたしますが、それは小・中学校等のおおむね 1.5 校に 1 名程度の配置でしかありません。平成 30 年度予算においては、全学校に少なくとも 1 名の学校司書の配置が可能となる予算措置を要望します。さらに、高等学校には、平成 29 年度の学校司書予算はまったく措置されていません。各自治体の努力だけでは困難な課題です。平成 30 年度予算では、高等学校にも学校司書の費用を措置くださるよう、要望いたします。

以 上

平成 30 年 1 月 31 日

学校図書館議員連盟会長 河村建夫様

公益社団法人 日本図書館協会
理事長 森 茜

平成 30 年度予算における図書館関係地方交付税について（要望）

常日頃より、図書館振興についてご尽力賜り、感謝いたします。

図書館（公立図書館及び学校図書館）は、現在、政府が進めている人生 100 年社会の実現のために、不可欠で重要な役割を果たしています。

つきましては、平成 30 年度予算における地方交付税に関し、次のことを強く要望いたします。

1 公立図書館の需用費の改善をお願いします。トップランナー方式を導入しないでください。

- ① 平成 29 年度予算において図書館管理費に関し指定管理者制度等導入によるトップランナー方式の導入を見送りいただきありがとうございます。図書館における指定管理者制度の導入は、業務の専門性、地域のニーズへの対応、持続的・継続的運営の観点から図書館にはなじまないものであり、この措置は、ぜひ平成 30 年度予算においても堅持されるよう要望します。
- ② 図書資料等購入費について、日本図書館協会の調査では、予算額で平成 10(1998)年度に 1 館当たり 1,390 万円だったものが、平成 28(2016)年度には 851 万円で、ほぼ 6 割の規模になっており、市民が必要とする資料の確保ができないおそれが生じます。地方交付税における基準財政需要額の充実をぜひお願いします。
- ③ 公立図書館の専任職員の状況は、日本図書館協会の調査では、専任職員数で平成 10(1998)年度に 1 館当たり 6.2 人だったものが、平成 28(2016)年度には 3.2 人で、ほぼ 5 割の規模になっており、また、この数字は全図書館職員数の実に 4 分の 1 に過ぎません。他方、地方交付税の図書館職員の給与費は正規職員と非正規職員が合わされたものであり、現実に、図書館が果たすべき専門的かつ継続的な市民サービスに支障をきたしています。公立図書館に正規の専門職員を配置できるよう、地方交付税の改善を要望します。
- ④ 図書館には地域の状況と市民の要望にこたえる運営方針が確立されなければなりません。そのために昨年度から、市（区）町村の図書館協議会に委員報酬費を措置いただき感謝いたします。今後とも、図書館協議会経費を充実していただきたく存じます。

2 学校図書館図書費を高等学校にも措置し、さらに学校司書配置を改善してください。

- ① 新聞配備経費について、平成 29 年度予算において、小学校及び中学校(平成 24 年度から)に加えて、新たに高等学校において措置されたことは感謝いたします。しかし、初等中等教育課程でより重要度の高い学校図書館図書費については、小学校及び中学校のみであり、高等学校には措置されていません。平成 30 年度予算においては、ぜひ高等学校にも学校図書館図書費の措置を要望します。
- ② 学校図書館における専門職として学校司書の配置は不可欠です。小学校及び中学校に学校司書の経費が措置されたことは歓迎いたしますが、それは小・中学校等のおおむね 1.5 校に 1 名程度の配置でしかありません。平成 30 年度予算においては、全学校に少なくとも 1 名の学校司書の配置が可能となる予算措置を要望します。さらに、高等学校には、平成 29 年度の学校司書予算はまったく措置されていません。各自治体の努力だけでは困難な課題です。平成 30 年度予算では、高等学校にも学校司書の費用を措置くださるよう、要望いたします。

以 上

平成 29 年度 公共図書館部会事業報告案

1 平成 29 年度公共図書館部会総会

日時：平成 29 年 6 月 16 日（金）

場所：図書館協会研修室

出席者：1,660 名（委任状 1,610 名含む）

（定足数は、1,564 名で総会は成立した）

議事

（1）平成平成 28 年度事業報告、会計報告

（2）平成 29 年度事業計画案、予算案

（1）（2）いずれも異議なく承認された。

（3）平成 29 年度 役員、会長・副会長、部会選出理事の人事について提案どおり異議なく承認された。（中山勝文部会長、山口隆史副部会長、加藤信二副会長、國松完二理事）

（4）主な意見

- ・事業計画でアンケート調査について
- ・代議員総会への施設会員選出代議員の出席について

2 幹事会の開催

（1）第 1 回幹事会 平成 29 年 6 月 16 日（金）場所：日本図書館協会

（2）第 2 回幹事会 平成 30 年 2 月 13 日（火）場所：日本図書館協会

- ・平成 30 年度事業計画及び予算について
- ・次年度代議員推薦について
- ・アンケート調査の実施について

3 全国公共図書館研究集会の開催

（1）サービス部門 総合・経営部門 平成 29 年 11 月 30 日～12 月 1 日

- ・会場：東京エレクトロンホール宮城（宮城県民会館）
- ・テーマ：もっと地域の中に図書館を ―図書館の多様化する社会的役割―
- ・基調講演：植松貞夫氏（跡見学園女子大学文学部教授）
- ・参加者数：約 140 名

（2）児童・青少年部門 平成 30 年 1 月 18 日～1 月 19 日

- ・会場：大阪市立中央図書館 5 階会議室
- ・テーマ：一人ひとりの子どもの読書活動を支援するために
―子どもを取り巻く環境・地域と図書館―
- ・基調講演：山野則子氏（大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類 教授）
- ・参加者数：約 160 名

- 4 公共図書館部会通信の発行
今回は未発行でした。

平成29年度 公共図書館部会 決算見込み

平成29年4月1日から平成30年2月12日まで

<収入の部>

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減額	説明
部会活動費	1,140,000	1,140,000	0	
雑収入			0	
収入計	1,140,000	1,140,000	0	

<支出の部>

科目	予算額	決算額	増減額	説明
全国公共図書館研究集会	600,000	600,000	0	全国研究集会 ・サービス, 総合・経営部門 (宮城県仙台市) ・児童青少年部門 (大阪府大阪市)
幹事会交通費	490,000	446,000	44,000	第1回幹事会218,000円 第2回幹事会228,000円
事務費	50,000	0	50,000	
予備費	0	0	0	
計	1,140,000	1,046,000	94,000	

残金94,000円は、協会会計に戻入

愛知県図書館における雑誌の切り取り被害について

2017 年 11 月 24 日
公益社団法人日本図書館協会
公共図書館部会

1 経緯

2017 年 11 月 17 日（金）に、愛知県図書館から日本図書館協会（以下「協会」という。）に電話があり、所蔵雑誌の「自由と正義」の切り取りがあったとの連絡が入った。その後、切り取り発見の経緯や該当ページ数を協会ファックスで受信した。協会は、公共図書館部会長に相談し、11 月 19 日に、公共図書館部会長より都道府県立図書館に情報提供し、都道府県内の図書館への周知を依頼した。

2 報道等

日本経済新聞電子版（2017/11/17 22:30）
読売新聞(YOMIURI ONLINE)（2017 年 11 月 19 日 13 時 40 分）
毎日新聞 2017 年 11 月 18 日 中部朝刊
中日新聞 2017/11/18 朝刊
カレント・アウェアネス・ポータル（国立国会図書館）
<http://current.ndl.go.jp/node/35042>

3 発表資料（インターネットでの確認）

愛知県 HP
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/bunka/aichi-tosyo20171117.html>

4 愛知県図書館からの提供資料

愛知県立図書館における雑誌の切り取り被害について・被害状況一覧(報道配布資料)

平成 29 年 11 月 17 日 (金)

愛知芸術文化センター愛知県図書館

担当 坂野、熊澤

電話 052-212-2323

内線 100・230

愛知県県民生活部文化芸術課振興グループ

担当 成田、足立、北村

内線 2459・2460

ダイヤル 052-954-6161

愛知県図書館における雑誌の切り取り被害について

11月16日(木)午後4時ごろ、愛知県図書館(名古屋市中区)において、利用者から、雑誌「自由と正義」に切り取り箇所があるとの指摘があり、確認したところ、次のとおり切り取り被害が判明しました。

1 被害雑誌

「自由と正義」(月刊誌、日本弁護士連合会発行)

(弁護士の実務と法律の理論を主体とした、同連合会の機関誌)

2 切り取り箇所

計30冊、136ページ(別紙被害状況一覧のとおり)

※切り取られた箇所は、懲戒処分を受けた弁護士の氏名や懲戒の内容、理由を記載した(「公告」の)ページ

3 関連措置

- ・11月17日(金)、愛知県中警察署に被害届を提出し、受理されました。
- ・被害拡大を防ぐため、開架書架にあった当雑誌(平成29年分)を、閉架書庫に移動し、閲覧の際は、職員に申し出てくださいよう掲示しました。
- ・図書館の蔵書の適切な取扱いについて、改めて利用者へ注意を喚起してまいります。

1
2

被害状況一覧

別紙

発行年	月号	被害ページ数
平成26年	2	2
	6	2
	8	2
	10	4
	11	2
	12	2
平成27年	2	2
	3	2
	4	2
	5	4
	6	2
	7	2
	8	2
	9	2
	10	2
平成28年	1	6
	2	10
	3	6
	4	4
	5	6
	6	8
	7	6
	8	8
	9	4
	10	4
	11	4
	12	6
平成29年	1	10
	2	14
	3	6
計	30冊	136ページ

閉架書庫

開架書架

※平成26年1月号以前及び平成29年4月号以後について、被害はなし。

2
2

全国図書館大会・全国公共図書館研究集会 開催予定一覧

2018年1月29日現在

年度	全国図書館大会		全国公共図書館研究集会	
	回	開催地	サービス・ 総合経営部門	児童青少年 部門
2017 (平成29)	103	東京(オリンピック記念青少年総合センター)	宮城県仙台市(宮城県民会館) 11/30木・12/1金	大阪府(大阪市立中央図書館) 1/18木・1/19金
2018 (平成30)	104	東京(オリンピック記念青少年総合センター10/19金・10/20土)	東海・北陸地区 (石川県金沢市:石川県立美術館11/29木・11/30金)	
2019 (元)	105	三重県(三重県総合文化センター 11/21木・11/22金)	関東甲信越静岡地区	中国四国地区
2020 (2)	106	和歌山県(近畿)	近畿地区	
2021 (3)	107	山梨県(関東甲信越静)	九州沖縄地区	北日本地区
2022 (4)	108	群馬県(関東甲信越静)	東海北陸地区	
2023 (5)	109	岩手県(北日本)	近畿地区	関東甲信越静岡地区
2024 (6)	110	長崎県(九州・沖縄)	中国四国地区	
2025 (7)	111	愛媛県(中国・四国)	関東甲信越静岡地区	九州沖縄地区
2026 (8)	112	東京都(関東甲信越静)	未定	

平成30年度機構・定員要求の主要事項

平成29年8月

1. 組織改正要求

- ①文化政策の総合的な推進のための機能強化（文化庁）
改正された文化芸術基本法及び文化庁の京都への移転を見据えた機能強化を図るための体制整備
- ②総合的な教育改革に取り組むための機能強化（生涯学習政策局・初等中等教育局・高等教育局）
将来の我が国社会を創造する「人づくり」の実現を期し、「教育アクセス」の確保・充実をはじめとする総合的な教育政策の推進のための体制整備
- ③災害に強い学校等の文教施設を整備するための機能強化（文教施設企画部）
学校等の文教施設に係る災害への対応を強化するための体制整備
- ④EBPM 推進のための体制整備（大臣官房政策課）
エビデンスに基づく政策立案・実施を推進するための体制整備
- ⑤研究開発調査戦略室長（仮称）の新設（科学技術・学術政策局）
科学技術イノベーションに関する情報収集・分析・政策立案機能の強化
- ⑥企画官の新設（研究振興局）
基礎科学力の強化に向けた分野横断的な政策の企画・立案機能の強化 等

2. 定員要求**(1) 平成30年度要求における増員要求と定員合理化数**

- 増員要求数 66人（うち7人は時限付き定員として要求）
※文化庁に関する他省庁振替については調整中
- 減員数 ▲38人（参考：平成29年度末定員2,116人）

(2) 主な要求内容**①教育再生の実行**

- ・障害者の学習支援推進体制の強化に伴う増 (生涯学習政策局)
- ・義務教育段階における修学支援体制の強化に伴う増 (初等中等教育局)
- ・新学習指導要領の円滑な実施に向けた支援体制強化に伴う増 (初等中等教育局)
- ・専門職大学の制度化に係る事務体制の整備に伴う増 (高等教育局)
- ・国立大学法人の財務基盤強化に関する体制強化に伴う増 (高等教育局)

②科学技術イノベーションに適した環境創出

- ・科学技術情報分析機能強化に向けた適切な組織体制の整備に伴う増 (科学技術・学術政策局)
- ・新たな基礎研究拠点形成のための体制強化に伴う増 (研究振興局)
- ・原子力施設の廃止措置体制の強化に伴う増 (研究開発局)
- ・海洋情報取得・管理・活用の体制強化に伴う増 (研究開発局)

③スポーツ立国の実現

- ・大学スポーツの振興の推進に必要な実施体制の整備に伴う増 (スポーツ庁)
- ・アンチ・ドーピング支援体制の強化に伴う増 (スポーツ庁)

④文化芸術立国の実現

- ・新しい文化芸術創造活動の創出に伴う増 (文化庁)
- ・動産及び無形の文化財の普及・公開活用促進に関する体制強化に伴う増 (文化庁)

⑤復興・防災の推進

- ・学校の避難所機能の強化に関する体制強化に伴う増 (文教施設企画部)
- ・原子力損害賠償の適切な実施体制の時限延長 (研究開発局)

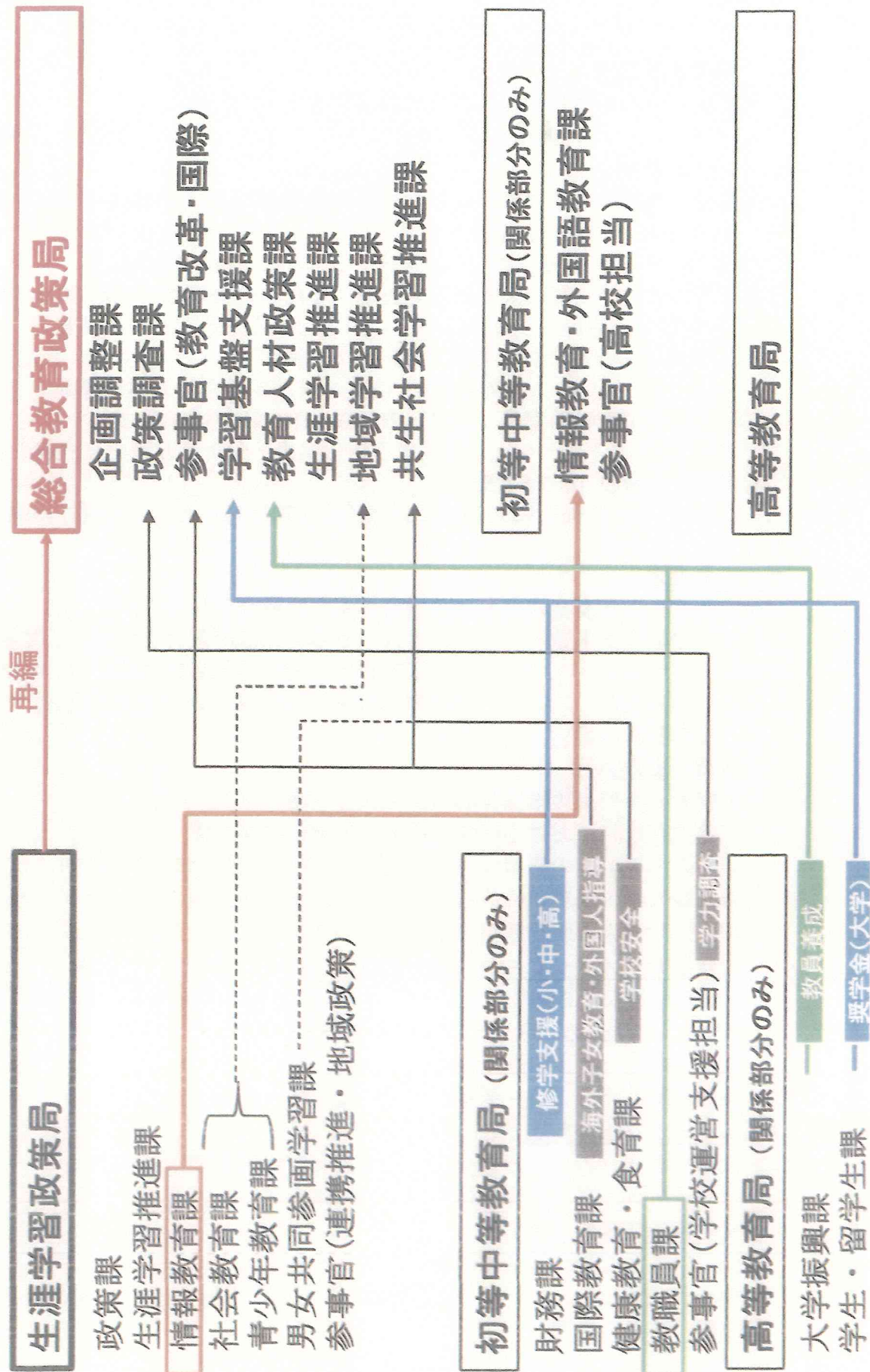
等

総合的な教育改革を推進するための機能強化イメージ(案)

※名称はすべて仮称。総合教育政策局に係る主要な再編のみを表示。

【現行】

【再編案】



「総合教育政策局」設置に向けてのポイント

ポイント1 教育基本法第3条には「生涯学習の理念」が掲げられており、これは教育全体を貫く普遍的理念です。人生100年時代、超スマート社会(Society5.0)の到来など社会の大きな転換点にあつて、生涯学習の重要性は一層高まっております、今後も教育行政全体を通じてその実現に努めます。

＊ 教育基本法第3条（生涯学習の理念）

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」

＊ 第3期教育振興基本計画の策定に向けた中教審の審議経過報告においても、人生100年時代を豊かに生きるための生涯にわたる学習や能力向上が中心的なテーマ。

ポイント2 「総合教育政策局」の設置は、これまで大きな課題であった、学校教育と社会教育の縦割りを克服し、より横断的・総合的なビジョンに基づく教育行政を戦略的に展開するため、文科省の筆頭局の機能を強化するものです。このことにより、生涯学習の理念を踏まえた総合的な教育政策を推進します。

＊ 具体的には総合教育政策局は以下の機能を担います。

- 1) 生涯学習政策局がこれまで所掌してきた社会教育を中心とした学習の推進に加え、
- 2) 横断的・総合的な教育行政を戦略的に推進するため、以下の機能を強化します。
 - ア) 実証的なデータを含めた総合的なエビデンスを構築し、それに基づいて教育政策ビジョンを打ち出す政策立案機能
 - イ) 教育費の負担軽減に資する経済的支援や教育を担う人材開発など教育アクセスの確保・充実に係る基盤形成機能
- 3) 施策の推進に当たっては、「教育」と「学習」をより統合的に捉えるとともに、学校教育と社会教育の具体的な施策レベルでの連携強化・融合を図ります。

＊ 総合教育政策局担当の大臣官房審議官については、「生涯学習政策」の担当でもあることをあわせて明示します。

ポイント3 同時に、社会教育の一層の振興が必要です。

このため、「生涯学習推進課」「地域学習推進課」「共生社会学習推進課」の3課を中心に、学校教育との連携・融合を一層強化して、幅広い分野での社会教育の振興を図り、学びを通じたより良い地域づくり、社会づくりにつなげていきます。

局内の社会教育政策を束ねる責任者として、「社会教育」を名称に冠したポスト(社会教育振興官)も設置します。

＊ 上記の3課の名称は、人生100年時代の学び直し（「生涯学習推進課」）、地方創生・地域課題解決学習（「地域学習推進課」）、社会における様々な格差の解消（「共生社会学習推進課」）など、我が国の直面する現下の課題に対し、教育行政として対応を強化しようという明確なメッセージを込めたものです。

総合教育政策局の体制イメージ

暫定版

※組織の名称は仮称

総合教育政策局

- ・局長
- ・大臣官房審議官
(総合教育政策局／生涯学習政策担当)
- ・社会教育振興官 (※)

企画調整課

参事官 (教育改革・国際)

政策調査課

学習基盤支援課

教育人材政策課

生涯学習推進課

- ・専修学校教育振興室
- ・民間教育事業振興室
- ・職業教育担当
- ・学び直し推進担当 等

地域学習推進課

- ・社会教育施設担当
- ・地域学校協働推進室
(コミュニティ・スクールや大学と地域の連携・協働を含む)
- ・家庭教育支援室
- ・青少年教育室 等

共生社会学習推進課

- ・男女共同参画学習室
- ・障害者学習支援推進室
- ・子供安全・有害環境対策等担当
- ・外国人児童等担当 等

教育振興基本計画、人生100年時代への対応

政策ビジョンの形成や教育改革
への対応など総合的な政策立案

総合的なエビデンス
の構築

政策的リソース (経済的支援/
人的資源) の確保・充実

社会教育を中心とした
学習活動の推進

教育基本法第三条 (生涯学習の理念) を踏まえた政策実現
総合教育政策の推進

※社会教育の推進に関する業務を課を超えて横断的に束ねる。

団体会員一覧

2017年9月1日現在

No.	団体会員名	団体種別	No.	団体会員名	団体種別
1	愛知図書館協会	地域図書館団体	7	千葉県公共図書館協会	地域図書館団体
2	一般社団法人日本脚本アーカイブズ	図書館研究団体	8	図書館パートナーズ	市民団体
3	愛媛県図書館協会	地域図書館団体	9	日本図書館協会滋賀支部	地域図書館団体
4	大分県公共図書館研究会	図書館研究団体	10	認定NPO法人らいぶらいぶ	市民団体
5	岐阜県図書館協会	地域図書館団体	11	福井県図書館協会	地域図書館団体
6	埼玉県図書館協会	地域図書館団体	12	北海道図書館振興協議会	地域図書館団体